

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

実施機関 田 川 市 長

審査請求人が令和3年9月17日付けで提起した、実施機関が令和3年8月19日付け田環環第96号で行った情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

審査請求に係る対象情報の開示決定状況

実施機関は、事業系ごみに関する許可業者（7業者）の選定に関する資料（2020年6月23日厚生委員会における課長答弁にかかわるもの）のうち、業者ごとの収集能力（収集車、職員）の資料、事業者の営業実態の把握するときに入手した資料（登記簿ほか）、事業者への調査に関する資料（提出要請資料、調査結果まとめ）、事業者との協議の記録及び一連の決裁文書（以下「本件対象情報」という。）について、開示の請求に係る情報を保有していないとして、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、本件処分を行った。

審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象情報のうち、事業者との協議の記録及び一連の決裁文書に関する本件処分の取消しを求め、併せて開示することを求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年8月6日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、本件対象情報に関する開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、令和3年8月19日付けで、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年9月17日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

### 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書から、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 事業者との協議の記録が情報に該当するか否かについて

「当該実施機関が管理している」かどうかについては、田川市情報公開条例解釈運用基準（平成30年4月）において、「收受、決裁等の手続が終了しているかどうかは問わない」とされており、同記録は、実施機関が保有する情報に該当する。

##### (2) 一連の決裁文書に該当する文書について

田川市議会9月定例会における一般質問（令和3年9月9日）における市長答弁として、「市内7業者に関しても随時決裁をしてきた」との発言があることから、執行部は一連の決裁文書を保有しているはずである。

##### (3) 本件処分が条例第1条及び第18条の規定の趣旨に反するか否かについて

条例第18条（情報公開制度の総合的な推進）において、「市民が必要とする情報を積極的に提供」することとしている。また、条例第1条（目的）のとおり規定する条例を擁護するためにも、今回の非開示決定は容認できない。

#### 2 実施機関の主張の要旨

弁明書及び本件処分を行った実施機関の職員による説明から、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 事業者との協議の記録が情報に該当するか否かについて

次のとおり条例第2条第2号に規定する情報の定義の要件を満たしておらず、情報に該当しないため、開示請求の対象にはならないと考える。

ア 当該手帳は、協議の内容や予定等が記入されている個人の手控えで、担当課長が自ら作成したものであるため、自己の職務遂行の便宜のために利用し、管理監督

者等の指示により作成されたものではない。

イ 業務上必要なものとして作成しているものに相違はないが、あくまで担当課長の手控えであり、他の職員や外部に配布等しているものではない。

ウ 当該手帳は、担当課長の判断で処分が可能で、組織として職員共用の保存場所で管理されているものではない。

(2) 一連の決裁文書に該当する文書について

田川市議会 9 月定例会（令和 3 年 9 月 9 日）における「市内 7 業者に関しても随時決裁をしてきた」という市長の発言の意図は、市内 7 業者からの一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可申請に対する行政処分の決裁文書は存在するということである。

一方、審査請求人からの情報開示請求では、情報の件名又は内容が、事業系ごみに関する許可業者（7 業者）の選定に関する資料（2020 年 6 月 23 日厚生委員会における課長答弁にかかわるもの）と限定的な内容となっていたことから、上記の決裁文書は、これに該当しないと判断した。

2020 年 6 月 23 日の厚生委員会における課長答弁の主な内容は、事業系ごみの量、清掃センターへの持ち込み可能日数、1 日の処理量、搬入回数等を考慮して許可する業者数、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、14 業者への制度変更の周知であり、上記の決裁文書は、同課長答弁に関わるものではないと判断した。

(3) 本件処分が条例第 1 条及び第 18 条の規定の趣旨に反するか否かについて

事業者との協議の記録については、(1)のとおり情報に該当しないため、条例第 6 条（開示の請求手続）の対象にならず、条例第 18 条に規定する積極的に提供すべき情報にも該当しないと考える。

一連の決裁文書については、開示請求のあった情報に該当する決裁文書には該当せず、条例第 1 条及び第 18 条の規定をもって開示請求のない決裁文書を情報公開するとすれば、開示請求された情報のほか、関連する情報の存否を請求人に伝え、存在する情報の開示の必要性を請求人に積極的に確認することにつながるが、これは条文の趣旨とは異なると考える。

## 理 由

1 事業者との協議の記録が情報に該当するか否かについて

本件対象情報のうち、事業者との協議の記録については、個人の手控えとして個人の

手帳に記録されており、組織的に管理しているものではないと認められたことから、条例第2条第2号に規定する情報の要件のうち、実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものに該当しないと判断した。

## 2 一連の決裁文書に該当する文書について

本件対象情報のうち、一連の決裁文書については、情報開示請求書において、（2020年6月23日厚生委員会における課長答弁にかかわるもの）と付記されていることから、これが、実施機関が存在するとする市内業者からの一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可申請に対する行政処分の決裁文書（以下「決裁文書」という。）に該当するか否かを確認した。

課長答弁の主な内容は事業系ごみの許可業者数を7者に決定した経緯の説明であるのに対し、決裁文書の主な内容は業者からの申請に基づき7業者に許可をするものであり、許可業者数を決定した経緯の説明を含まないことから、決裁文書は、本件審査請求に係る情報開示請求書の情報に該当しないと判断した。

## 3 本件処分が条例第1条及び第18条の規定の趣旨に反するか否かについて

条例第1条は制度の目的について、また、条例第18条は制度の総合的な推進について、それぞれ定めているものであり、これらの規定により個別の情報の開示又は非開示の決定を判断するものではない。

以上のことから、非開示とすることが妥当である。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、主文のとおり裁決する。

令和4年2月24日

田川市長 二 場 公 人

（教示）

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において田川市を代表する者は、田川市長となります。）なお、この裁決があったことを知った日の翌

日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。